

## 監査結果

西 監 発 第 93 号

平成 16 年 11 月 12 日

(2004 年)

請 求 人 様

西宮市監査委員 村 西 進

同 阿 部 泰 之

「市議会特別委員会の管外視察費用弁償支給に係る西宮市職員措置請求」  
の監査結果について（通知）

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により平成 16 年(2004 年) 9 月 13 日付で提出されました上記住民監査請求について、同条第 4 項の規定に基づき監査した結果を次のとおり通知します。

### 1 請求の受理

本件監査請求は、所要の法定要件を具備しているため、平成 16 年 9 月 21 日にこれを受理しました。

### 2 請求の要旨

本件監査請求書の記述及び提出のあった書面並びに請求人の陳述から、本件監査請求の要旨を次のとおり解しました。

- (1) 西宮市議会に設置された 4 特別委員会が平成 16 年 2 月に実施した管外視察には、日当を支給せず、議員 1 人 1 日当たり 13,000 円の費用弁償が支給されている。その状況は次のとおりである。

- ・環境・公害対策特別委員会（2月18～19日、延出席人員18人、234,000円）
  - ・少子高齢社会調査特別委員会（2月12～13日、延出席人員20人、260,000円）
  - ・まちづくり調査特別委員会（2月12～13日、延出席人員22人、286,000円）
  - ・震災復興・防災対策調査特別委員会（2月12～13日、延出席人員20人、260,000円）
- (2) 一方、随員の職員には1人1日当たり3,800円の日当が支給されている。
- (3) 西宮市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例(以下「議員報酬等支給条例」という。)第4条第2項では、「議長、副議長及び議員が公務のため旅行するときは、職員等の旅費に関する条例別表の旅費等級1等の者に支給する額相当額を本市職員の例により支給する。」とあり、議員の管外視察も職員の出張等と同じ扱いがされるべきである。
- (4) 職員等の旅費に関する条例(以下「旅費条例」という。)第6条第1項には、「旅費の種類は、内国旅行にあつては、鉄道賃・船賃・航空賃・車賃・日当・宿泊料及び食卓料とし、外国旅行にあつては、外国旅行手当とする。」とあることから、特別委員会の管外視察において日当を支給せず「費用弁償として別途支給」し、ことさら議員を特別扱いしているのは、条例の規定に反するものであり、市財政の現状から許されない。
- (5) 特別委員会への費用弁償の支給については、伊丹市や芦屋市では支給がなく、宝塚市は今年度から廃止、尼崎市は1,000円、姫路市で6,500円から7,000円であるという実態であり、西宮市の13,000円は異常に多額である。また、特別委員会への費用弁償の支給自体、議会としての基本的な任務という点からも費用弁償の対象とする根拠はない。
- (6) したがって、今回の特別委員会の管外視察への費用弁償支給は、議員報酬等支給条例及び旅費条例の規定に抵触する違法、不当なものであり、費用弁償支給額1,040,000円の返還を求める。

### 3 請求人

代表者            A            他4名

### 4 監査の対象事項

請求人の本件監査請求の要旨及び陳述内容から、地方自治法第242条第1項に定める住民監査請求の対象となる財務会計上の行為である「違法若しくは不当な公金の支出」と直接的な関係にあるもの

として、監査の対象事項を次のように判断しました。

平成 16 年 2 月に実施された西宮市議会特別委員会の管外視察の際に、当該管外視察に参加した委員に対して、旅費条例に規定する日当を支給せず「議員報酬等支給条例及び西宮市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の施行に関する規則（以下「施行規則」という。）」に規定する費用弁償を支給したことが、違法若しくは不当な公金の支出に当たるか。

## 5 監査の実施

西宮市職員措置請求書、同請求書に添付された事実を証する書面、請求人の陳述及び追加提出された証拠書類並びに市当局から提出された書類及び資料の調査を行うとともに、関係職員から事情聴取を行いました。

なお、議員から選任された監査委員嶋田克興、同蜂谷倫基については、地方自治法第 199 条の 2 の規定により利害関係人に該当するので除斥しました。

## 6 監査の期間

平成 16 年 9 月 22 日から同年 11 月 11 日まで。

## 7 請求人の陳述

地方自治法第 242 条第 6 項の規定に基づき、請求人に対し平成 16 年 10 月 7 日午前 10 時より証拠の提出及び陳述の機会を持った結果、請求人 A、請求人 B 及び請求人 C の 3 人が出席し陳述しました。

なお、この陳述は、同じ請求人から提出された「震災復興・防災対策調査特別委員会の管外視察に係る西宮市職員措置請求」に係る陳述と併せて実施しました。

請求人は、請求の要旨に沿った意見陳述を行うとともに、次のことにも言及しました。

- (1) 特別委員会の管外視察に費用弁償を支給することになったのは、各派の幹事会で決まったことで震災以後と聞いている。それ以前は普通に旅費の日当が出ていたとのことであるが、このことは、震災後に市の財政が非常に苦しくなったことを考慮すると非常におかしい。

(2) 管外視察には、交通費も出ており、震災復興・防災対策調査特別委員会では飛行場まで公用車を使用している。何の個人負担もないのに費用弁償の支出はおかしい。民間の求人広告を見ても分かるように、市民は1時間単価700円くらいの安いパート給料で苦勞しており、その一方で、13,000円も費用弁償を支出しているのは市民感情とかけ離れた感覚である。視察の内容にしても現場にいらしてきちんと見てくることができていない状態で、目的を達しておらず税金の無駄遣いであり、管外視察そのものも廃止すべきである。

(3) 管外視察における特別委員会は委員長の開催の宣告により成立するとのことだが、ただそれだけで、成立したから費用弁償の支給要件を満たすというのでは、形式的には筋はとおるが、一般社会に出ればそんな非常識は通用しない。

(4) そもそも特別委員会については、毎年同一の委員会が設置され、特別委員会としてふさわしいか疑問がある。震災復興・防災対策調査特別委員会などは、震災後10年になる今、むしろ視察する側ではなく、視察を受ける立場にあるのではないか。また、議長を除くすべての議員が何らかの特別委員会に属し、議員の数に合わせて特別委員会を作っていると見られ、設置の必要性は薄い。

予算、決算特別委員会については、予算、決算は議員の第1の仕事であり、何故特別委員会となるのか分からない。

結局、各特別委員会は、それぞれ常任委員会に組み込める内容であり、設置の必要性はない。

(5) 費用弁償の支給は、議会と市当局の馴れ合いの産物であり、議員に特権を与えることにより馴れ合いでやっていこうとしているものである。

(6) 特別委員会への費用弁償の支出に問題があるが、今回は、議員報酬等支給条例第4条第2項に違反する支出である管外視察に費用弁償を支出していることを請求の対象とした。

(7) 返還を求める対象は、支給された費用弁償の全額である。日当となった場合は、別にそれが支給されることがあり得ると考える。

なお、当日は新たな証拠の提出はありませんでしたが、平成16年10月18日に、請求人Aから同月17日発行の毎日新聞の西宮市議会の管外視察における費用弁償支出に関する記事の複写の提出がありました。

## 8 関係職員の事情聴取

予め、必要関係書類の提出を求め調査、照合するとともに、地方自治法第 199 条第 8 項の規定に基づき、関係職員として、平成 16 年 10 月 8 日午後 2 時より西宮市議会事務局の斉藤議会事務局長、津田議会事務局次長、永井庶務課長、市栄議事課長及び大西調査課長の出席を求め、事情聴取及び質疑応答を行いました。

なお、この事情聴取は、同じ請求人から提出された「震災復興・防災対策調査特別委員会の管外視察に係る西宮市職員措置請求」に係る事情聴取と併せて実施しました。

## 9 事実の確認

請求書の要旨及び請求人の陳述、提出された資料並びに関係職員等の事情聴取及び提出された資料等に基づき、次のように事実を確認しました。

### (1) 特別委員会

#### ア 根拠等

普通地方公共団体の議会における特別委員会は、地方自治法第 110 条第 1 項で「普通地方公共団体の議会は、条例で特別委員会を置くことができる。」とされ、この規定を受けて、西宮市議会委員会条例第 5 条第 1 項で「特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。」と規定されていることに基づき設置されています。現在、西宮市議会に設置されている 4 つの特別委員会は、平成 15 年 9 月 25 日の第 2 回定例会本会議において設置されたもので、設置期間は特に定めておらず、これまでの例では各特別委員会の所属議員は 2 年で交代（継続の議員もあり）しています。

#### イ 設置及び開催状況

各特別委員会の名称、定数、設置目的、平成 15 年度の開催状況(管外視察を除く)は次のとおりです。

#### (ア) 環境・公害対策特別委員会（定数：11 人）

大阪国際空港を発着する航空機の騒音等が環境に及ぼす調査研究

幹線道路交通が環境に及ぼす調査研究

都市緑化に関する調査研究

その他都市環境の保全にかかる調査研究

開催日	時期	開催内容
平成 15 年 9 月 25 日	会期中	・正副委員長の互選について
平成 15 年 12 月 25 日	閉会中	・テレビ受信障害補助事業制度の見直しのための実態調査について ・大阪国際空港騒音対策協議会（11市協）の状況について
平成 16 年 3 月 10 日	会期中	・中間報告の取りまとめについて

注 会期中は市議会開会中、閉会中は市議会閉会中。以下の表も同じ。

(イ) 少子高齢社会調査特別委員会（定数：11人）

高齢社会に対応する医療・介護保険制度等の調査研究

高齢者・障害者の生活ケア・健康管理及び社会参加についての調査研究

少子化及び子育て支援対策についての調査研究

青少年の健全育成に関する調査研究

開催日	時期	開催内容
平成 15 年 9 月 25 日	会期中	・正副委員長の互選について
平成 16 年 1 月 21 日	閉会中	現地調査（子育て総合センター、みやっこキッズパーク）
平成 16 年 3 月 10 日	会期中	・中間報告の取りまとめについて

(ウ) まちづくり調査特別委員会（定数：11人）

都市開発等に伴うまちづくりについての調査研究

産業振興を考慮したまちづくりについての調査研究

北部開発、公有水面埋立て等に伴う諸問題についての調査研究

地域における防犯対策についての調査研究

開催日	時期	開催内容
平成 15 年 9 月 25 日	会期中	・ 正副委員長の互選について
平成 16 年 1 月 21 日	閉会中	・ 阪神パーク跡地の概要について ・ J R 神戸線西ノ宮・芦屋間の新駅の進捗状況について
平成 16 年 3 月 10 日	会期中	・ 中間報告の取りまとめについて

(I) 震災復興・防災対策調査特別委員会（定数：11人）

震災復興についての調査研究

防災対策についての調査研究

危機管理についての調査研究

開催日	時期	開催内容
平成 15 年 9 月 25 日	会期中	・ 正副委員長の互選について
平成 16 年 1 月 26 日	閉会中	・ 阪神・淡路大震災被災者支援施策の現状について
平成 16 年 3 月 10 日	会期中	・ 中間報告の取りまとめについて

各特別委員会の調査状況については、毎年1回、3月定例会本会議において中間報告が行なわれていますが、調査結果の報告書等の作成は通常行っていません。なお、平成6年度に設置された兵庫県南部地震災害対策特別委員会では、別途意見の取りまとめを行っています。

このほか、毎年12月定例会開会中に決算の審査を目的として決算特別委員会(平成15年度は5日開催)が、3月定例会開会中に予算の審議を目的として予算特別委員会(平成15年度は7日開催)が、それぞれ議長を除く全議員を委員として設置されています。

ウ 閉会中の審査

市議会閉会中の特別委員会の審査については、地方自治法第110条第3項に「特別委員会は、会期中に限り、議会の議決により付議された事件を審査する。但し、議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中も、なお、これを審査することを妨げない。」との規定があります。

これを受けて、毎議会ごとに各特別委員会の閉会中の継続審査について議決していますが、平成15年12月の定例会市議会では「本市の環境・公害対策に関する調査の件」、「少子高齢社会に対応する諸施策に関する調査の件」、「都市開発、産業振興等、まちづくりに関する調査の件」、「震

災復興、防災対策、危機管理に関する調査の件」をそれぞれ各特別委員会の閉会中の継続審査事件として議決しています。

エ 管外視察の実施状況

(ア) 特別委員会の管外視察は、西宮市議会会議規則第 89 条において「委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、その日時、場所、目的、経費等を記載した派遣承認要求書を議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。」との規定に基づき、議長の承認を得た上で近年は毎年 1 回実施しています。

(イ) 過去 1 年間における各特別委員会の管外視察の状況は、それぞれの所管事務調査報告書によると次のとおりです。

委員会名	時 期	場 所	調 査 項 目
環境・公害対策	平成 16 年 2 月 18 日～2 月 19 日	東京都 大田区 豊島区	ディーゼル車規制に関する補助制度について(大田区の大気環境について)・おおたエコプランについて・大気浄化実験施設について 屋上緑化推進について(ヒートアイランド対策について)・大気汚染測定室について
少子高齢社会調査	平成 16 年 2 月 12 日～2 月 13 日	笠岡市 広島市	痴呆介護研修センターについて・痴呆性老人グループホーム「炉端の家」について 公立幼稚園の余裕教室を活用した公設民営保育園について・住民参加型在宅福祉サービスについて
まちづくり調査	平成 16 年 2 月 12 日～2 月 13 日	海老名市 国立市	海老名駅周辺整備(ピナウォーク等)について 景観に配慮したまちづくりについて
震災復興・防災対策調査	平成 16 年 2 月 12 日～2 月 13 日	熊本市 久留米市	熊本市防災情報システムについて・防災連絡体制について 久留米西部河川防災ステーションについて・筒川雨水幹線水環境創造事業について

(2) 費用弁償

ア 法的根拠

議会の議員に対する費用弁償は、地方自治法第 203 条第 3 項に「職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。」との規定に基づき、議員報酬等支給条例第 4 条第 1 項では「議長、副議長及び議員がその職務を行うため特に費用を必要としたときは、予算の定める範囲内でその費用を弁償する。」と規定されています。

特別委員会の費用弁償については、施行規則第 2 条に「地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 110 条に規定する特別委員会に出席したときは、条例第 4 条第 1 項の規定に基づき、1 日につき 13,000 円を支給する。」との規定があります。この規則は、昭和 42 年に施行され、平成 6 年に 1 日当たりの額を 13,000 円に改正した後は改正されていません。

イ 費用弁償の内容

特別委員会出席に対する費用弁償の額は、議会事務局によれば日当、交通費、諸雑費を含むとのことですが内訳は明らかにされていません。また、開催の場所、所要時間、市議会の開会中・閉会中の別に関わりなく特別委員会に出席した議員に一律に支給しています。

ウ 支給の状況

(ア) 予算額

(款)議会費、(項)特別委員会費、(目)特別委員会費、(節)旅費

15,392,000 円 (細目)特別委員会経費

(イ) 支給状況

平成 15 年度の費用弁償の支給状況は次のとおりで、西宮市会計規則等に従った事務手続きが行なわれており、合計支給額は 9,464,000 円です。

環境・公害対策			少子高齢社会調査			まちづくり調査		
開催年月日	人数	金額	開催年月日	人数	金額	開催年月日	人数	金額
15年9月25日	11	143,000	15年9月25日	11	143,000	15年9月25日	11	143,000
15年12月25日	10	130,000	16年1月21日	11	143,000	16年1月21日	11	143,000
16年2月18・19日	10	234,000	16年2月12・13日	10	260,000	16年2月12・13日	11	286,000
16年3月10日	11	143,000	16年3月10日	11	143,000	16年3月10日	11	143,000
計	50	650,000	計	53	689,000	計	55	715,000

震災復興・防災対策調査			決 算			予 算		
開催年月日	人 数	金 額	開催年月日	人 数	金 額	開催年月日	人 数	金 額
15年9月25日	11	143,000	15年12月 11・17・18・ 19・22日	45	2,834,000	16年3月12・ 18・19・22・ 23・24・25日	44	3,913,000
16年1月26日	10	130,000						
16年2月12・13日	10	260,000						
16年3月10日	10	130,000						
計	51	663,000	計	218	2,834,000	計	301	3,913,000

注 人数は実出席委員数で、計欄は延人数。

なお、費用弁償の支給にあたっては、所得税を源泉徴収のうえ支給しています。

エ 近隣市等の支給状況

近隣市等の支給状況は、次のとおりです。

区分	支給額（日額）		支給対象会議名	支出科目	備考
西宮市	13,000 円		特別委員会	旅費	
神戸市	3 k m 未満		本会議・議運・常 任委員会・特別委 員会	旅費	
	3 k m 以上 6 k m 未満	8,000 円			
	6 k m 以上 10 k m 未 満	9,000 円			
	10 k m 以上 14 k m 未 満	10,000 円			
	14 k m 以上 18 k m 未 満	12,000 円			
	18 k m 以上	13,000 円 14,000 円			
尼崎市	1,000 円		本会議・議運・常 任委員会・特別委 員会	旅費	
芦屋市	支給なし				
伊丹市	支給なし				
宝塚市	支給なし				16 年度より廃止
三田市	支給なし				
川西市	支給なし				
篠山市	支給なし				16 年 1 月より廃止
姫路市	7 k m 未満	6,500 円	本会議・議運・常 任委員会・特別委 員会	旅費	
	7 k m 以上	7,500 円			
	公用車利用の場合	4,000 円			

注 議会事務局資料による。

### (3) 管外視察への費用弁償支給

#### ア 市議会議員の旅行に要する費用の支給

議員報酬等支給条例第4条第2項には、「議長、副議長及び議員が公務のため旅行するときは、職員等の旅費に関する条例別表の旅費等級1等の者に支給する額相当額を本市職員の例により支給する。」と規定されています。また、旅費条例第6条第1項には、「旅費の種類は、内国旅行にあつては、鉄道賃・船賃・航空賃・車賃・日当・宿泊料及び食卓料とし、外国旅行にあつては、外国旅行手当とする。」と規定されています。

#### イ 管外視察への費用弁償支給の根拠

議会事務局の説明によると、「特別委員会の管外視察は、1つの特別委員会がまとめて他市等の視察を行うもので、いわば他市等で特別委員会を開催している性格を有する。従って、地方自治法第203条第3項並びに議員報酬等支給条例第4条第1項及び施行規則第2条に基づき費用弁償を支給しているものである。また、管外視察において特別委員会を開催することとなる場合、旅費のうちの日当部分と費用弁償の調整については、職員課と協議のうえ、平成9年3月14日の各派幹事長会において確認し、平成9年度より、費用弁償として支給している。」とのことでした。なお、職員課との協議に関する記録を求めたところ得られませんでした。日当を支給せず費用弁償を支給する旨の各派幹事長会での確認事項の記録を確認しました。

#### ウ 管外視察における特別委員会開催状況

議会事務局の説明によると、「特別委員会の管外視察は、特別委員会を開催した後、その休憩中に他市等の視察を行っているという位置づけで、開催は復命書をもって確認している。「開会」は、行程の途中か、現地で宣告し、そのまま休憩に入り、視察を行い、帰途に「閉会」の宣告を行う。特別委員会管外視察報告書は休憩中に行われる視察旅行の復命の位置づけであり、委員会記録に代えて報告書を作成している。」とのことです。また、開会を宣告後、直ちに休憩に入る理由として、管外視察中は事務局職員が、現場視察等により特別委員会としての記録を作成することができないため休憩としているとの説明を受けました。

## 10 監査委員の判断

地方自治法第242条第8項の規定により、本件措置請求について監査委員会議において協議をした結果、次のとおり結論を得ました。

西宮市議会の4特別委員会が平成16年2月に行った管外視察に対して支給した旅費中、日当を支給せず、費用弁償を支給したことに関し、違法または不当な支出に該当する事実は認められません。

従って、本件請求に係る請求人の主張は、理由がないものとして棄却します。

以下その理由を述べます。

#### (1) 特別委員会の設置

地方公共団体の議会には、地方自治法第6章 議会 第5節 委員会 の規定により、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を条例により設置することができることされており、西宮市においては、西宮市議会委員会条例にそれぞれ規定があり、特別委員会に関しては、同条例第5条第1項において「特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。」、同条第2項において「特別委員の定数は、議会の議決で定める。」と規定されています。現在設置されている4特別委員会は、平成15年9月25日の第2回定例会本会議における議決により設置されたもので、法律及び条例にその根拠を有しています。

また、市議会の委員会においては、市議会開会中に調査、審査することが原則ですが、議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中も審査することができるとされ、特別委員会に関しても、地方自治法第110条第3項において「特別委員会は、会期中に限り、議会の議決により付議された事件を審査する。但し、議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中も、なお、これを審査することを妨げない。」と規定されています。

西宮市議会においては、平成15年12月の定例会本会議において4特別委員会の閉会中の継続審査事件として「本市の環境・公害対策に関する調査の件」、「少子高齢社会に対応する諸施策に関する調査の件」、「都市開発、産業振興等、まちづくりに関する調査の件」、「震災復興、防災対策、危機管理に関する調査の件」をそれぞれ議決しています。

#### (2) 費用弁償の支出

市議会の議長、副議長及び議員に対する費用弁償については、上記「9 事実」の項「(2) 費用弁償」において認定したとおり、地方自治法第203条第3項の規定を根拠に、議員報酬等支給条例第4条第1項で「その職務を行うため特に費用を必要としたときは、予算の定める範囲内でその費用を弁償する。」と規定され、施行規則第2条において「特別委員会に出席したときは、条例第4条第1項の規定に基づき、1日につき13,000円を支給する。」と、支給する場合及びその額を規定しています。

費用弁償とは、「『実費弁償』(法207)と同じ意味であって、職務の執行等に要した経費を償うため支給される金銭をいう。」「費用弁償は実費の弁償の意味を持つといっても、その額は必ずしも厳密に実際に即した経費と同額でなければならないものではなく、当該条例で定められた標準的費用を基礎とした定額により支給されるのが通例である。費用弁償に関する条例を制定するに当たっては、い

かなる事由を支給事由として定めるか、また、標準的な実費である一定の金額を支給する場合についてその一定の額をいくらとするかは、議会の裁量判断に委ねられている（最高裁 平2・12・21）。」（新版 逐条地方自治法 松本英昭著 学陽書房）とされています。

西宮市においては、支給の根拠を条例に持ち、具体的な「支給する場合及びその額」を規則に委ねていますが、基本的に費用弁償の支出及びその額は当該地方自治体の裁量に委ねられています。近隣他市においては西宮市に比較して、その額が低額の市が多いことが認められます（上記9、(2)、エ）が、西宮市における費用弁償の額の決定が裁量権の範囲を逸脱しているとは考えられず、このことをもって直ちに違法または不当とはいえません。

### （3）管外視察への旅費の支出

西宮市議会議員の派遣については、西宮市議会会議規則にその規定があり、委員会が委員を派遣しようとするときは、第89条で「委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、その日時、場所、目的、経費等を記載した派遣承認要求書を議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。」とされており、各特別委員会はその手続きを経て います。特別委員会が、付議された事件に関する審議、調査を行うことは、委員会として当然の職務と考えられます。

その職務の執行のために必要であった旅費の支出は、手続きを含め（旅費条例における日当を支給せず、費用弁償を支出した点に関しては、次項で判断する）違法または不当な点はありません。

### （4）管外視察における費用弁償の支出

請求人は、本件請求に係る市議会の4特別委員会の管外視察について、参加した委員に対しては議員報酬等支給条例第4条第2項の規定に基づき旅費を職員の例により支給すべきであるところ、旅費条例に規定する日当（3,800円）を支給せず、議員報酬等支給条例第4条第1項に規定する費用弁償を支給したことは違法、不当であると主張しているため、その点について判断します。

関係職員事情聴取においての当局の説明は、上記「9 事実、(3) 管外視察への費用弁償支給、イ 管外視察への費用弁償支給の根拠、ウ 管外視察における特別委員会開催状況」のとおりです。つまり、特別委員会の管外視察においては、その出発時又は現地に到着後に特別委員会を開会し、その後休憩をして視察を行い、視察終了後に特別委員会を閉会する手続きをとっていることから、特別委員会を開催したことに対して議員報酬等支給条例第4条第1項の費用弁償を支給したというものです。

この、特別委員会の管外視察の旅費の支給について、従前は旅費条例の日当が支給されていましたが、平成9年3月に各派幹事長会において旅費条例の日当を支給せず、費用弁償を支給することについての確認がなされ、平成9年度の管外視察から実施されていますが、この変更に関する予算執行権

者において決裁等による意思決定がされた記録が残されておらず、変更の理由が明確ではありませんでした。

また、休憩中に視察を行なっているという点に関しては、視察中に書記が記録をとることが困難であるという理由はあるにしても、現地視察等の委員派遣における主要で中心的な活動が、休憩中の委員の個人的な行動のようにとられかねず、一般市民に理解が得られるか危惧を禁じえません。

このように、旅行中に書記が記録をとることが困難なこともあり、本件請求にかかる各特別委員会の管外視察中に、委員長の委員会開会、閉会、休憩あるいは再開などの宣言があったかどうか、開会中に審議があったか等については、記録による確認はできません。しかし、当局の説明が信頼できないものとする特段の事情もないこと、特別委員会の開催の場所に制限があるとは考えられないこと、本件管外視察が特別委員会の委員派遣の手続きを経て実施していること、特別委員会を構成する委員のほぼ全員及び担当書記が参加し、当該特別委員会の委員以外の者は参加していないことなどから、管外視察期間中において、委員長の開会の宣言の有無という形式的な行為はともかくとして実質的には特別委員会が開催されたものと考えられます。

以上のことから、特別委員会が開催され、それに出席した委員に対して議員報酬等支給条例第4条第1項及び施行規則第2条に規定する費用弁償を支給したことに、違法または不当な点は認められません。

また、この管外視察は、各特別委員会に付議された事件に関する調査業務の遂行のための旅行であり、議員報酬等支給条例第4条第2項に規定する「議員が公務の為に旅行するとき」に当たることから、旅費条例別表の旅費等級1等の者に支給する額相当額の支給も当然のことと考えられます。

しかし、旅費条例に規定する日当は、国家公務員等の旅費に関する法律第6条第6号に規定する日当と同趣旨と考えられ、行政解釈によれば、「旅行中の昼食費およびこれに伴う諸雑費並びに目的地である地域内を巡回する場合の交通費等を賄うための旅費」とされています。一方、費用弁償は議員報酬等支給条例第4条第1項の規定のとおり、その職務を行うため特に費用を必要としたときに支給されるものであることから、管外視察という公務での旅行の際に必要な費用は、当然旅費条例における日当の内容も包含されるものと考えられます。そうすると、費用弁償を支給した上に旅費条例による日当を支給すると、旅費条例による日当の額に相当する部分について同趣旨の支給となり、同一の費用に対する二重支給となることから、旅費条例における日当を支給しない措置は正当と認められます。

(5) 結論

以上のとおり、議員の公務による旅行(管外視察)に際し、旅費条例による日当を支給せず、特別委員会の開催に対して費用弁償を支給したことに違法または不当な点はないことから、請求人の主張は理由がなく、請求人の「費用弁償支給額 1,040,000 円の返還を求める。」とする本件請求については認められないものと判断します。

なお、西宮市長に対し、次のとおり監査意見を付しています。

**(意見)**

近隣他市において、会議への出席などに対する市議会議員に支給する費用弁償は、その制度を設けていない市や最近廃止した市も見られ、また、制度が設けられている市についてもその額は本市より低額である市が多いことなどの状況から、特別委員会への出席に対する費用弁償のあり方について、市議会とも十分協議されることが必要と考えます。